

特定非営利活動法人ピッコラーレ 役員報酬規程

第1条(目的)

この規定は、特定非営利活動法人ピッコラーレ定款第3章第18条に基づき、役員報酬について、基本事項を定めることを目的とする。

第2条(報酬の体系)

1. 役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。
2. 役員報酬は月額報酬とする。
3. 通勤交通費は実費を支給する。

第3条(決定方法)

役員報酬は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

第4条(報酬の改定)

1. 各役員の報酬の改定を行うことがある。
2. 前項の改定は原則として毎年1回理事会で実施する。

第6条(報酬の支給日)

役員報酬は、毎月25日に前月分を支給する。支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

第7条(臨時緊急措置)

法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

附則

この規程は、平成31年3月15日から施行する。

特定非営利活動法人ピッコラーレ 職員給与規程

第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人ピッコラーレ(以下「法人」という。)の職員の給与に関する事項を定めたものである。

第2条(適用範囲)

この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

第3条(均等待遇)

職員の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として、給与に置いて差別的取り扱いをすることはしない。

第4条(給与計算期間及び支払日)

給与は、当月1日から起算し、当月末日を締切りとした期間(以下、「給与計算期間」という)について計算し、翌月25日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

2. 前号の規定にかかわらず、職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、本人又は遺族から請求があった場合は、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

第5条(給与の支払方法)

給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支給する。

第6条(給与からの控除)

給与の支払いに当たって、以下の各号に掲げるものについては給与支給時に控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 住民税(市町村民税および都道府県民税)
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料(介護保険料を含む)
- (5) 厚生年金保険

第7条(遅刻、早退または欠勤の給与控除)

給与の支払い形態が月額制の場合、遅刻、早退または欠勤により就労しなかった場合、法人は、基本給から当該日数または時間数分の賃金を控除する。

2. 前号の場合、控除すべき賃金の1時間当たりの金額計算は以下のとおりとする。

基本給 / 1ヶ月の平均所定労働時間数

第8条(基本給)

職員の基本給は月給制または時給制とし、法人と取り交わした労働条件通知書に基づき支給する。

第9条(給与改定)

基本給及び諸手当等の給与改定(昇給または降給)は、毎年予算策定の際に、法人の業績等を査定して決定し、翌年度分より支給開始する。ただし、法人の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。

2. 法人は必要に応じ、臨時の給与改定を行なうことがある。

第10条(通勤手当)

通勤手当として運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。ただし、非課税枠を限度とする。

第11条(時間外勤務手当、深夜勤務手当および休日勤務手当)

法人は、法定労働時間を越えて労働に従事した職員に対し、以下の計算により時間外勤務手当を支給する。

時給相当額(基本給 / 1ヶ月の平均所定労働時間数) × 1.25 × 時間外労働時間数

2. 法人は、深夜(午後10時～午前5時)に労働に従事した職員に対し、以下の計算により深夜勤務手当を支給する。

時給相当額(基本給 / 1ヶ月の平均所定労働時間数) × 0.25 × 深夜労働時間数

3. 法人は、法定休日に労働に従事した職員に対し、以下の計算により休日勤務手当を支給する。

時給相当額(基本給 / 1ヶ月の平均所定労働時間数) × 1.35 × 休日労働時間数

4. 定額の割増手当(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)は、時間外労働・休日労働および深夜労働の有無および時間数にかかわらず、業務実体上予測可能な範囲内で業務手当に含む時間数および金額を労働条件通知書により明示し、固定残業代として支払うものとする。但し、この手当は賃金の支給形態が月給制の場合のみに適用する。

第12条(賞与)

法人は、法人の業績を勘案し、支給日に在籍する従業員に対し、賞与を支給することがある。

(附則)

本規程は平成31年4月1日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ	事業年度	2022年4月1日～2023年3月31日
-----	-----------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	100,000円
賛助会員受取会費	550,000円
受取寄附金	24,511,255円
受取助成金	41,024,809円
受取補助金	180,000円
性の健康や妊娠・出産に関する相談支援事業収益	35,963,522円
青少年や母子の健康推進に関する啓発普及やそれに関連する事業収益	5,785,796円
受取利息	164円
雑収入	145,789円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	108,266,335円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

吉式第17号様式（法第55条関係）

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

特定非営利活動法人ピッコラーレ

【別紙】

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年5月18日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年7月18日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年5月18日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年5月22日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年7月26日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年4月19日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年8月25日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年8月18日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年12月3日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年12月13日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年5月19日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年12月13日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2023年1月13日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年9月17日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年9月26日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年6月6日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年12月13日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年6月21日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年9月7日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年8月8日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売
		書籍：妊娠葛藤白書	2022年7月4日	4,400円	定価：3,960円＋送料：440円販売

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		コールセンターシステム保守維持管理業務委託	2022年5月31日—2023年3月31日	792,000円	請求書による
		居場所運営に関する業務委託	2022年5月25日—2023年3月31日	768,000円	業務委託契約書による
		相談支援事業におけるアドバイザー業務委託、projectHOME実践ガイドブック原稿料	2022年4月28日—2023年3月31日、2023年3月22日	182,000円	業務委託契約書及び請求書による
		セミナー研修講師謝金	2022年9月22日	33,000円	請求書による
		広報業務に関する業務委託	2022年5月25日—2023年3月24日	1,650,000円	業務委託契約書による
		電子カルテ保守	2022年	1,320,000円	請求書による

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	報酬	2022年4月1日—2023年3月31日	4,834,000円
			給与	2022年4月1日—2023年3月31日	4,224,000円
			給与	2022年4月1日—2023年3月31日	4,803,000円
			給与	2022年4月1日—2023年3月31日	[Redacted]
			給与	2022年12月1日—2023年3月31日	[Redacted]
			給与	2022年4月1日—2022年5月31日	[Redacted]
			給与	2022年4月1日—2022年9月30日	[Redacted]
			給与	2022年5月1日—2023年3月31日	[Redacted]
			給与	2022年5月1日—2023年3月31日	[Redacted]
			給与	2023年3月1日—2023年3月31日	[Redacted]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2022年4月1日～2023年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
52名	28,179,550円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2022年4月1日～2023年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		7人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
中島かおり		理事		○							就任：2018年 11月21日
土屋麻由美		理事		○							就任：2019年 12月25日
松下清美		理事		○							就任：2019年 12月25日
石川治江		理事		○							就任：2018年 11月21日
伊藤次郎		理事		○							就任：2018年 11月21日
宗尚子		理事		○							就任：2019年 12月25日
花屋雅貴		監事		○							就任：2018年 11月21日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	弥生会計 ルーズリーフ	随時	7年間
仕訳日記帳	弥生会計 ルーズリーフ	随時	7年間
給料台帳	人事労務管理ソフト (人事労務 freee)使用 PC 保管	随時	7年間
書籍在庫管理表	Excel 表使用 ルーズリーフ	都度	7年間
現金出納帳	Google スプレッドシート使用 ルーズリーフ	都度	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓				
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>						
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同意</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ピコアール
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ピッコラーレ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ